

フローリングの日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表
 ○フローリングの日本農林規格（昭和49年11月13日農林省告示第1073号）

（下線部分は改正部分）

>

改正後	改正前
日本農林規格 JAS 1073-1 : <u>20xx</u>	日本農林規格 JAS 1073-1 : <u>2025</u>
フローリングー第1部：一般要求事項 Flooring— Part 1 : General requirements	フローリングー第1部：一般要求事項 Flooring— Part 1 : General requirements
1～4 （略） 5 表示 5.1 単層フローリング 5.1.1 表示事項 次による。 a) 次の事項を一括して表示しなければならない。 1)～5) （略） 6) <u>認証品質取扱業者等の氏名又は名称及び所在地</u> 7) <u>認証品質取扱業者の認証番号</u> b)～f) （略） 5.1.2 表示の方法 次による。 a) <u>5.1.1</u> に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。 1)～5) （略） 6) <u>認証品質取扱業者等の氏名又は名称及び所在地</u> <u>6.1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載する場合</u> 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称及び所在地を、また、販売業者にあつては、販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。 <u>6.2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載する場合</u> 販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。 <u>6.3) 輸入品の場合</u> 6.1), 6.2)に代えて、当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。 7) <u>認証品質取扱業者の認証番号</u> 認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし、6.1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は、これを省略してもよい。 8)～12) （略） b) 5.1.1 に規定する事項の表示は、A.2.1 によって、各個又は各こりの、格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。	1～4 （略） 5 表示 5.1 単層フローリング 5.1.1 表示事項 次による。 a) 次の事項を一括して表示しなければならない。 1)～5) （略） 6) <u>製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称及び所在地</u> （新設） b)～f) （略） 5.1.2 表示の方法 次による。 a) <u>5.1.1 a) 1)～5)及びb)～e)</u> に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。 1)～5) （略） （新設） （新設） 6)～10) （略） b) 5.1.1 に規定する事項の表示は、A.2.1 によって、各個又は各こりに見やすい箇所に明瞭にしなければならない。

5.2 複合フローリング

5.2.1 表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～5) (略)

6) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称及び所在地

7) 認証品質取扱業者の認証番号

b)～g) (略)

5.2.2 表示の方法

次による。

a) 5.2.1に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～5) (略)

6) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称及び所在地

6.1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称及び所在地を、また、販売業者にあつては、販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。

6.2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載する場合 販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。

6.3) 輸入品の場合 6.1), 6.2)に代えて、当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

7) 認証品質取扱業者の認証番号 認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし、6.1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は、これを省略してもよい。

8)～12) (略)

b) 表示事項の項に規定する事項の表示は、A.2.2によって、各個又は各こりの、格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。

5.3 (略)

5.2 複合フローリング

5.2.1 表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～5) (略)

6) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称及び所在地
(新設)

b)～g) (略)

5.2.2 表示の方法

次による。

a) 5.2.1 a) 1)～5)及び b)～f)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～5) (略)

(新設)

(新設)

6)～10) (略)

b) 表示事項の項に規定する事項の表示は、A.2.2によって、各個又は各こりに見やすい箇所に明瞭にしなければならない。

5.3 (略)

附属書 A
(規定)

フローリングの表示の様式

A.1 一般

箇条 5 に規定する事項の表示の様式を、次に示す。なお、この様式は縦書きにしてよい。

A.2 表示様式

A.2.1 単層フローリングの表示の様式

品	名
用	途 ^{a)}
樹	種
等	級
ホルムアルデヒド放散量 ^{b)~d)}	
接着剤等の使用状態	
使用接着剤等の種類	
乾	燥
防	虫
処	理
方	法 ^{e)}
寸	法
入	り
数	数 ^{f)}
認証品質取扱業者等 ^{g)}	
認証品質取扱業者の認証番号 ^{h)}	

図 A.1—単層フローリングの表示の様式

注 a)~注 f) (略)

注 g) 認証品質取扱業者等が製造業者である場合にあっては、この様式中“認証品質取扱事業者等”を“製造業者”と、販売業者である場合にあっては、“販売業者”とする。また輸入品にあっては、“輸入業者”とする。

注 h) 注 g)において認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は、認証番号を省略してもよい。

附属書 A
(規定)

フローリングの表示の様式

A.1 一般

箇条 5 に規定する事項の表示の様式を、次に示す。なお、この様式は縦書きにしてよい。

A.2 表示様式

A.2.1 単層フローリングの表示の様式

品	名
用	途 ^{a)}
樹	種
等	級
ホルムアルデヒド放散量 ^{b)~d)}	
接着剤等の使用状態	
使用接着剤等の種類	
乾	燥
防	虫
処	理
方	法 ^{e)}
寸	法
入	り
数	数 ^{f)}
製	造
業	者 ^{g) h)}
(新設)	

図 A.1—単層フローリングの表示の様式

注 a)~注 f) (略)

注 g) 表示を行う者が販売業者である場合にあっては、この様式中“製造業者”を“販売業者”とする。

注 h) 輸入品にあっては、注 g)にかかわらず、この様式中“製造業者”を“輸入業者”とする。

A.2.2 複合フローリングの表示の様式

品	名
用	途
材	料
材	名
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)} ^{b)}	
使用接着剤等の種類	
化粧加工の方法 ^{c)}	
化粧板の樹種名 ^{d)}	
摩耗試験方法 ^{e)}	
防虫処理方法 ^{f)}	
寸	法
入	り
数	数 ^{g)}
認証品質取扱業者等 ^{h)}	
認証品質取扱業者の認証番号 ⁱ⁾	

注 ^{a)}～注 ^{g)} (略)

注 ^{h)} 認証品質取扱業者等が製造業者である場合にあつては、この様式中“認証品質取扱事業者等”を“製造業者”と、販売業者である場合にあつては、“販売業者”とする。また輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

注 ⁱ⁾ 注 ^{h)}において認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は、認証番号を省略してもよい。

A.2.2 複合フローリングの表示の様式

品	名
用	途
材	料
材	名
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)} ^{b)}	
使用接着剤等の種類	
化粧加工の方法 ^{c)}	
化粧板の樹種名 ^{d)}	
摩耗試験方法 ^{e)}	
防虫処理方法 ^{f)}	
寸	法
入	り
数	数 ^{g)}
製造業者 ^{h)} ⁱ⁾	
(新設)	

注 ^{a)}～注 ^{g)} (略)

注 ^{h)} 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”とする。

注 ⁱ⁾ 輸入品にあつては、注 ^{h)}にかかわらず、この様式中“製造業者”を“輸入業者”とする。